

2022年1月28日

各 位

会 社 名 アステナホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩城 慶太郎
(コード番号 8095 東証第1部)
問合せ先 常 務 取 締 役 大 森 伸 二
(TEL.03-3279-0481)

譲渡制限付株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の改定を決議し、本制度に関する議案を2022年2月25日開催予定の第82回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の理由

当社は、2017年2月24日開催の第77回定時株主総会において、第5号議案「取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件」としてご承認いただき、当社の取締役(社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「対象取締役」という)に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しております。

今般、各対象取締役が長期的に株主の皆様と同じ視点で当社グループの企業価値向上を志向し、株主の皆様との平等性や企業ガバナンスの透明度を一層高めていくことを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度改定の概要

本制度により対象取締役に付与する譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間について、「3年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」と設定しておりましたが、「本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任後、最初に到来する3月1日の直後の時点までの間」に改定することといたします。対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び対象取締役の退任時の取扱いについても、必要な修正を加える

こととなります。

このほか、当社株価の変動その他の事情を踏まえ、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 450,000 株以内から年 146,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）に変更するとともに、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭債権の総額を年額 70 百万円以内から年額 76 百万円以内に変更いたします。

また、本議案を原案どおりご承認いただいた場合、既に付与済みの譲渡制限付株式に関しても同様に譲渡制限期間を変更いたしたく存じます。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の常務執行役員及び当社子会社の取締役に対し、割り当てる予定です。

以上